



■代理投票・点字投票

体が不自由な人や自分で字を書くことができない人は、係員が本人に代わって記載する代理投票ができます。また目の不自由な人は、点字による投票ができます。いずれの場合も投票所で係員に申し出てください。

■郵送による不在者投票

体に重度の障がいのある人は、自宅等において投票し、これを郵送する郵便投票ができますが、投票には「郵便等投票証明書」が必要です。この証明書の交付申請手続きは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、投票日の4日前（8月2日（水））までに証明書を提示し、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

対象（次のいずれかに該当する人）

- 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢、体幹、移動機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫等の障がいの程度が重度の人
- 要介護状態区分が「要介護5」の人

代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる人のうち、上肢または視覚の障がいの程度が重度の人などの場合、事前に市選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。なお、代理記載の方法により投票を行うには、「郵便等投票証明書」のほかに、「代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続」と、「代理記載人となるべき者の届出の手続」が必要です。お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

■選挙公報

投票日の2日前までに新聞朝刊（スポーツ紙を除く）に折り込み、配布します。新聞を購読していない人は、市役所、各公民館、各出張所、生涯学習センターに用意してありますので、ご利用ください。また、県ホームページにも掲載されます。

■公営ポスター掲示場

市内に133か所のポスター掲示場を設置します。

開票

日時 8月6日（日） 午後9時から
場所 文化体育館「ひだかアリーナ」
速報および結果 投・開票速報および結果は、市および県ホームページでお知らせします。

みんなで選挙に参加しよう

- 18歳未満の子どもも、一緒に投票所に入ることができます
- 高齢者等のおでかけ支援が選挙でも使えます

市では、自動車等による自力での移動が困難な高齢者等（75歳以上の人やまたは75歳未満で運転免許証を自主返納した人）に路線バスまたはタクシー運賃の一部を補助しています。事前に手続きが必要です。詳しくは危機管理課交通安全・防犯担当にお問い合わせください。



お知らせ 埼玉県知事選挙 8月6日（日）は投票へ！



問い合わせ 選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎989-2111

投票日 8月6日（日） **投票時間** 午前7時～午後8時

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などの用事で投票所へ行けない人は、期日前投票をご利用ください。

日時 7月21日（金）～8月5日（土） 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

持ち物 投票所入場券または写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

投票手続き 「宣誓書」の記入が必要です。投票所入場券の裏側「宣誓書」に記入し、お越しく下さい。

投票所入場券はいつ届くの？

選挙の告示日（7月20日（木））前後に、市選挙管理委員会から世帯全員の入場券を封書で世帯主宛てに郵送します。投票の際には、ご自身の入場券を忘れずにお持ちください。



どこで投票するの？

お住まいの行政区により、投票所が異なります。入場券に記載してある投票区・投票所をよく確認しましょう。また、終了時刻間際は、混み合うことがあります。投票はなるべく早めに済ませましょう。

前回の日高市議会議員一般選挙と変更になった場所に※を付けています。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 第1区投票所 台自治会館 | 第10区投票所 高萩公民館 |
| 第2区投票所 高麗公民館 | 第11区投票所 大谷沢区公会堂 |
| 第3区投票所 総合福祉センター（研修室） | 第12区投票所 日高団地自治会館 |
| 第4区投票所 日高市役所 | 第13区投票所 日高団地ふれあい会館 |
| 第5区投票所 高麗川区公会堂 | 第14区投票所 高根小学校（高根学童保育室）（※） |
| 第6区投票所 原宿区公会堂 | 第15区投票所 高麗川南公民館 |
| 第7区投票所 生涯学習センター | 第16区投票所 こま武蔵台自治会館 |
| 第8区投票所 高萩北公民館 | 第17区投票所 武蔵台公民館 |
| 第9区投票所 高萩第三区公会堂 | 第18区投票所 横手台自治会館 |

投票できる人は？

平成17年8月7日までに生まれ、令和5年4月19日までに日高市に住居登録をして、投票日まで引き続き市の住民基本台帳に記載されている人

※令和5年4月20日以降に日高市から県内の他市町村へ転出した人は、日高市での投票となります。投票する際には、投票所で投票管理者に対して、引き続き県内の市町村に住居を有していることの確認の申請を行う、もしくは「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」の提示が必要です。

※選挙権があっても、市の選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。